

大個審答申第 160 号
令和 4 年 7 月 29 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表項番 1 から項番 19 までの（い）欄に記載の諮問がありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が行った別表項番 1 から項番 19 までの（か）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、別表項番 1 から項番 19 までの（う）欄に記載の年月日に、条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表項番 1 から項番 19 までの（え）欄に記載の旨の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件各請求のうち保有個人情報を保有していると判断したものについては、別表の（き）欄に記載の保有個人情報を特定した上で条例第 23 条第 1 項に基づき別表の（か）欄に記載の開示決定を、また、本件各請求のうち保有個人情報を保有していないと判断したものについては、保有していない理由を別表の（き）欄に記載のとおり付して同条第 2 項に基づき別表の（か）欄に記載の不存在による非開示決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、別表項番 1 から項番 19 までの（く）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね別表項番 1 から項番 19 までの（け）欄に記載のとおりである。

また、審査請求人は、口頭意見陳述及び意見書において、実施機関が平成 30 年 3 月に「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」と題する文書（以下「本件文書」という。）を作成し、その後自身が行った公開請求が却下されたことから、実施機関が本件文書を無効とした場合には自身が現在行っている保有個人情報の開示請求及び審査請求をすべて取り下げる旨を主張しており、本件各審査請求の目的として、本件文書の無効・取消しを求める意図があるとのことであった。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表項番 1 から項番 19 までの（こ）欄に記載のとおりである。

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

本件各審査請求における争点は、本件各決定のうち開示決定については、別表の（き）欄に記載の保有個人情報以外に特定すべき保有個人情報の存否であり、また、本件各決定のうち不存在による非開示決定については、特定すべき保有個人情報の存否である。

3 広聴事務について

「市民の声」制度に係る広聴事務は、実施機関の主張並びに広聴マニュアル、市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン（以下「広聴ガイドライン」という。）及び市民の声の見える化取扱い要領によれば、次のとおりである。

(1) 実施機関では、市民から寄せられる本市行政に関する意見・提案、要望、苦情、相談・問合せを「市民の声」として、市民の声データベースシステム（以下「データベースシステム」という。）に登録し、申出人へ回答又は供覧を行うとともに、「市民の声の見える化」の取り組みとして、意見等の要旨と本市の回答等を公表している。

この制度は、政策企画室広聴担当（以下「広聴統括部署」という。）が所管し、広聴統括部署では、受付部署として、窓口やホームページで受け付けた申出を回答担当となる所管部署の所属の広聴担当部署に伝達し、期限内の回答を促すなど進捗管理を行うとともに、制度の所管部署として、データベースシステムに登録された申出及び回答を取りまとめて統計を作成し、市民の声の内容の分析を踏まえた施策へ

の反映を推進している。

データベースシステムでは、「申出人情報」、「回答期限」、「申出内容」、「伝達事項」、「受付部署及び所管所属における決裁欄」で構成された様式である「市民の声処理カード」（以下「処理カード」という。）を管理しており、受付部署がデータベースシステムに受付情報等を入力した後、各所属の広聴担当部署に処理依頼する場合などに必要に応じて利用する。

なお、継続案件（同一の方からのほぼ同一の、あるいは関連した申出内容を継続してやり取りされているもの）等については、継続期間中は公表しないが、最終的に完結した際には、公表を保留していた申出内容を追記する等により、公表しなければならないものとしている。

- (2)「市民の声」として申出があっても、その内容が各事業の簡易な問合せ、同一人からの同一内容であるもの、申出人と本市との間で係争中のものや同案件について判決のあったもの等については、市民の声としては取り扱わない。この場合の事務の流れは、一旦「市民の声」として各所属の広聴担当部署においてデータベースシステムで受付処理した後、伝達された各所管部署において市民の声として取り扱うか、市民の声制度外で処理するか、申出内容に応じた事務処理を検討し、市民の声として取り扱わないこととした場合にその旨を受け付けた当該所属の広聴担当部署に報告し、当該所属の広聴担当部署において受付情報をデータベースシステムから削除する。

また、市民の申出が、所属の広聴担当部署ではなくその申出内容の所管部署に直接寄せられ、かつ、その申出を「市民の声」として取り扱わない場合は、その申出を受け付けた所管部署内で適宜処理し、当該所属の広聴担当部署に伝達することはない。

実施機関では、市民の声制度として処理しない場合に、申出内容の各所管部署でその旨の決裁文書を作成することとする規程等はない。

4 審査請求人に関わる事実経過

実施機関の説明によると次のとおりであった。

審査請求人は、平成 23 年度に自身が行った身体障がい者手帳交付申請に対する等級認定（以下「障がい等級認定」という。）についての異議申立を行ったものの、棄却された。

これ以降、情報公開請求、保有個人情報開示請求等の手段により、身体障がい者手帳認定の制度や障がい等級認定の考え方をはじめ、その認定についての実施機関における事務手続きの流れ、実施機関の担当職員の職歴というように範囲を拡大し、説明を求めている。

実施機関においてはこの審査請求人の求めに対し、長時間を費やし説明を尽くしてきたが、審査請求人は自己の解釈と合致しないことから、同様の求めを繰り返している状況であった。

そのため、実施機関は平成 30 年 3 月から障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求については、権利の濫用として却下するとともに、審査請求人から処分

庁に対し説明を求める申出があっても面談による対応は行わず、文書による対応のみとし、その旨を審査請求人に通知している。

5 本件各請求の決定理由について

実施機関によれば、決定の理由は次のとおりである。

(1) 項番 1 から 5 について

当該請求は、いずれも審査請求人が実施機関に市民の声として提出した申出内容に関する回答文書及び回答に係る決裁文書の開示を求めるものである。

当該申出についてはいずれも、同一人から同一内容の申出があったもの又は区政・市政に関する申出ではないものに該当すると判断した上で、市民の声としては取り扱っていないため、それら回答文書及び回答に係る決裁文書を作成する必要もなく、実際に作成しておらず存在しない。

(2) 項番 6 から 9 について

当該請求は、いずれも審査請求人が実施機関に市民の声として提出した申出内容について、所管所属の広聴担当部署が市民の声として取り扱わないとした決裁が確認できる文書の開示を求めるものである。

当該申出は、いずれも広聴統括部署で受け付けているが、当該申出の所管部署において同一人から同一内容の申出があったもの又は簡易な問合せに該当すると判断し、市民の声としては取り扱っていない。

項番 6 及び 8 は、広聴統括部署より伝達を受けた当該申出の所管所属の広聴担当部署である総務局行政部総務課（総務グループ）（以下「総務局総務グループ」という。）から所管部署である総務局行政部行政課（情報公開グループ）（以下「総務局情報公開グループ」という。）に伝達し、総務局情報公開グループにおいて市民の声として取り扱わないと判断したものであり、総務局総務グループは当該判断を広聴統括部署へ伝達しているが、当該行為は事務処理の契機となる事実を伝達するにすぎず、大阪市公文書管理条例（平成 18 年大阪市条例第 15 号）第 4 条第 1 項ただし書の「事案が軽微なものであるとき」に該当するとして決裁文書その他公文書を作成していない。

項番 7 は、当該申出の所管部署が広聴統括部署であるため、所管所属の広聴担当部署である政策企画室秘書部秘書担当（総務グループ）（以下「政策企画室総務グループ」という。）へ伝達せずに、申出を受け付けた広聴統括部署において市民の声として取り扱わないことを判断したものである。よって、政策企画室総務グループではそもそも当該伝達を受けていないことから、決裁文書その他公文書を作成していない。

項番 9 は、当該申出に係り総務局が市民の声として取り扱わないことについて広聴統括部署に依頼した文書とその決裁文書の開示を求めるものであり、広聴統括部署においては、総務局から当該申出を市民の声として取り扱わないためデータベース処理から削除するよう伝達を受けたメールに記載された情報を特定しており、他に特定すべき情報は存在しない。

(3) 項番 10 から 15 について

当該請求は、いずれも審査請求人が実施機関に市民の声として提出したが市民の

声として取り扱っていない申出内容について、広聴統括部署で保有する情報の開示を求めるものである。

項番 10 及び 11 は、審査請求人の申出内容に関する処理カード又は処理カード明細の開示を求めるものであるが、当該申出についてはいずれも上記のとおり市民の声として取り扱わなかったため、データベースから削除している又はそもそもデータベースに登録していないことから、処理カード及び処理カード明細は存在しない。

項番 12 及び 15 は、審査請求人が市民の声として提出した申出内容を、広聴統括部署にて当該申出が回答済みとして処理した根拠の開示を求めるものであるが、その判断を行うのは回答を担当する所管部署であり、広聴統括部署において判断していないことから、広聴統括部署において対象となる情報は存在しない。

項番 13 は、審査請求人が提出した市民の声に対する回答について、広聴ガイドラインに記載している「回答・供覧でのチェックポイント」の記録の開示を求めるものであるが、当該チェックポイントは回答を行う所属において確認するものであることから、広聴統括部署において確認しておらず、当該記録は存在しない。

項番 14 は、審査請求人の申出内容に対する総務局の回答に係り広聴統括部署で保有する決裁文書の開示を求めるものである。当該申出は上記のとおり市民の声として取り扱わないとした上で、申出内容を所管する総務局において回答しており、広聴統括部署は当該回答に関与していないため、決裁その他公文書は存在しない。

(4) 項番 16 について

項番 16 は、審査請求人が提出した市民の声について、ホームページでの公表に係る決裁文書の開示を求めるものである。当該申出の所管所属である北区役所では、当該申出を含めた複数の市民の声について継続案件であるとして公表しないこととしていたが、平成 30 年 12 月に完結したものととして、当該市民の声を含む 64 件分を取りまとめてホームページに掲載したことから、当該掲載に係る決裁文書を特定したものであり、他に特定すべき情報は存在しない。

(5) 項番 17 について

項番 17 は、広聴マニュアルに記載の「係争中」の定義について開示を求めるものであり、審査請求人に対して以前に「係争中」について説明した市民の声の回答を対象情報として特定したものであり、他に特定すべき情報は存在しない。

なお、そもそも広聴マニュアル及び広聴ガイドラインには係争中の定義について記載はない。

(6) 項番 18 及び 19 について

当該請求は、審査請求人が市民の声として提出した申出内容について、所管所属である北区役所において本市の所管外及び既に回答済みであるため市民の声として取り扱わなかったところ、当該判断の根拠の開示を求めるものである。北区役所では、当該申出内容のうち、厚生労働省通知に関する申出部分を区政・市政に関する申出ではないことから所管外、その余の本人の身体障害認定基準に関する申出部分を既に回答済みとして、市民の声として取り扱わないと判断したが、これらの具体的な説明を付して広聴統括部署に伝達する必要もなく実際に行っていないため、当該判断を記載した公文書を作成しておらず、存在しない。また、回答済みであるとした根拠に

対しては、過去に審査請求人に対して身体障害認定基準について説明した複数の市民の声の回答を特定し開示しており、他に特定すべき情報は存在しない。

6 本件各決定の妥当性について

当審議会において、広聴マニュアル及び広聴ガイドラインを確認したところ、申出内容を市民の声対象外として取り扱う場合に、その意思決定（決裁）に係る公文書作成手続きが求められておらず、また、各所属所管部署において回答しないとした場合に別途その受付記録の作成や回覧を必要とする規定はないことが認められる。

本件各請求に係る保有個人情報、市民の声制度に則った事務処理手順を踏まえると、探索するまでもなく、特定すべき保有個人情報が存在しないことは明白であり、別表の（こ）欄に記載の実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められないことから、本件各決定は、いずれも妥当である。

また、審査請求人は、実施機関が特定した各情報について、請求内容に合致していない旨主張しているが、他に存在するはずであるとする審査請求人の主張の根拠、及び実施機関の主張を覆すに足る事実も確認できないことから、他に特定すべき情報は存在しないとする実施機関の主張に不自然不合理な点は認められない。

7 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

委員 野呂充、委員 小林邦子、委員 坂本団、委員 小谷真理

（参考）答申に至る経過

令和元年度諮問受理第14号、17号、32号、36～38号、49～51号、53号、63号、67～70号、86～87号、90号、139号

年 月 日	経 過
令和元年7月17日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第14号）
令和元年7月30日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第17号）
令和元年11月7日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第32号）
令和元年11月28日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第36～38号）
令和元年12月18日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第49号）
令和元年12月19日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第50～51号）
令和元年12月20日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第53号）
令和2年1月15日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第63号）
令和2年1月16日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第67号）
令和2年1月17日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第68～70号）

令和2年1月22日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第86～87号）
令和2年1月23日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第90号）
令和2年3月31日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第139号）
令和2年6月4日	実施機関から意見書の収受（令和元年度諮問受理第49号、63号）
令和3年6月9日	実施機関から意見書の収受（令和元年度諮問受理第53号、67号）
令和3年7月14日	実施機関から意見書の収受（令和元年度諮問受理第36～37号、第68～70号、90号、139号）
令和3年8月26日	実施機関から意見書の収受（令和元年度諮問受理第32号、38号、50～51号、86～87号）
令和3年9月1日	実施機関から意見書の収受（令和元年度諮問受理第14号、17号）
令和3年9月27日	調査審議
令和3年10月29日	調査審議
令和3年11月29日	調査審議
令和4年1月14日	審査請求人から意見書の収受
令和4年1月17日	調査審議（審査請求人口頭意見陳述） 審査請求人から意見書の収受
令和4年3月1日	調査審議
令和4年3月28日	調査審議
令和4年7月29日	答申